

2020年度

事業計画書

一般財団法人 全国競輪選手共済会

## 方 針

我が国の経済状況は、消費税増税の影響により一時的な落ち込みが見受けられたが、東京2020オリンピック・パラリンピック大会に向けた投資等が一定程度の成長を持続し、雇用や所得環境も改善傾向が維持されていることから、景気は緩かに回復していると言われている。しかし、長引く米中貿易摩擦は一部緩和したものの、両国の完全な合意には達しておらず、中東情勢の緊迫化や2019年末から猛威を振るう新型コロナウイルスの感染拡大が、今後の国際経済に及ぼす影響が懸念され、国内景気の先行きも決して楽観視できる状況ではない。

競輪界では、グレードレースの車券売上の低迷から脱却できずにいるが、モーニング競輪・ミッドナイト競輪の売上増加が支えとなり、総車券売上では平成26年度以降、微増ながらも回復基調を続けている。また、2020年度は新たな施策として、競輪選手養成所から初の早期卒業を果たした2名の選手を含めた新人選手のPRや情報提供を強化し、新人選手同士が対戦する「競輪ルーキーシリーズ2020」が創設されることとなった。

また、本年7月に開催を控えた東京オリンピックでの競輪選手の活躍は、今後の競輪事業活性化、さらには「250開催」への後押しとなることから、その注目度は高く大きな期待が寄せられる。

本年度の共済事業の執行にあたっては、引き続き関係団体の支援と協力のもと、適正円滑な事業運営に努める。

給付事業は、近年の落車件数及び給付動向等を勘案した予算編成を行い、落車事故による医療、休養及び後遺障害に対する適正な給付に努める。

育英金事業は、障害年金該当者等の子弟に対し年金を支給し高等学校または高等専門学校卒業までの就学支援を行う。

貸付事業は、貸金業法に基づく貸金業者として事業を行っているが、本年度も引き続き業法に則り、選手への福利厚生の一環として適正な事業の執行に努める。

AEDの普及事業は、選手及び日本競輪選手会・JK A職員に対し、心肺停止等の緊急時における的確な操作方法の習得を目途として、実技講習会を実施しAEDの普及啓もう活動に努める。また、付属品の電極パッドは2020年度内に使用期限を迎えることから、円滑な交換を行う。

日本競輪選手会からの受託業務である退職給付及び競輪選手年金に関する支給事務については、本年度も適正円滑な事務処理の実施に努める。

本年度の事業概要は、次のとおりである。

1. 給付事業については、近年の給付実績と給付動向を勘案し、基本的に各給付とも前年度事業を踏襲した予算編成を行い、適正な給付の執行に努める。
2. 競輪選手オリンピック年金事業は、受給者2名分を計上し事業を執行するとともに、現在該当する5名の総支給額は既に積み立てていることから、年金資産から生じる果実については一般会計に戻し入れる。
3. 育英金事業は、重度障害者及び死亡した正会員の子弟に対して学費等を補助するものであるが、本年度もこの事業目的を踏まえ事業を執行する。なお、運用財源については、一般会計からの繰入金等を充当して事業を執行する。
4. 貸付事業は、一般貸付、罹災貸付及び特別罹災貸付があり、どれも貸金業法に基づき適正に実施されている。一般貸付にあっては多くの正会員が利用し、その返済も順調に行われている。

また、一般貸付の貸付利率は、一年間の固定金利で年度毎に融資先銀行と協議決定しているが、本年度の貸付利率は、2020年3月末における金融機関との約定金利を適用した貸付利率に基づき貸付事業を適正に実施する。
5. AED普及事業は、公益目的支出計画に掲げる実施事業として、緊急救命時の対応を図ることを目的に、全競輪場及び自転車競技場にAED（自動体外式除細動器）を設置し、事業内容に則した適正な運用と保守管理を行う。

また、JKAおよび日本競輪選手会と連携してAEDの実技講習会を実施し、選手及びJKA各現場担当者等への技術の習得に努める。

さらに、2020年度は電極パッドが使用期限を迎えることから、パッドの交換費用を計上し事業を執行する。
6. その他の関連事業として、本会が事務局となっている退職選手職業指導委員会については、引退選手のセカンドキャリアサポートとして、元競輪選手の人材雇用に関心を示す企業を積極的に開拓し、本会ホームページあるいは日本競輪選手会支部を介し、その

情報提供に努める。

また、正会員及び関係者の福利厚生施設として利用契約を締結している「ラフォーレ倶楽部」については、本年度も引き続き活用し福利厚生増進に努める。

7. 以上の給付事業及び関連事業を執行するために必要な予算として、次の7区分の収支予算を編成する。

(1) A E D

経常費用として消耗品費150万円（電極パッド110万円、本体交換費用40万円）、研修費140万円（A E D実技講習会）、その他諸費用1,090万円、合計1,380万円を計上する。

(2) 給 付

経常収益として、関係団体からの助成金 6 億4,026万余円、受取利息として雑収益5万円の合計 6 億4,031万余円を計上する。

また、経常費用として医療給付 1 億7,259万円、休養給付 4 億764万円、傷病見舞金給付1,524万円、障害給付 1 億1,162万円、遺族給付4,500万円、遺体輸送給付50万円、障害特別見舞金96万円を含む共済事業費として 7 億5,355万円、その他諸費用として 7,611万円を合わせた 8 億2,966万円を計上する。

給付（障害年金）

経常収益として、特定資産運用益60万円及び受取利息として雑収益 1 万円、合計 61万円を計上する。

経常費用として、事業費1,246万円を計上する。

また、一般会計からの繰入金として26名分8,117万余円、障害年金引当金として2名分 4 億6,042万余円を計上する。

(3) 競輪選手オリンピック年金

経常収益として、競輪選手オリンピック年金資産より生じる特定資産運用益 1 万円を一般会計への繰入金支出に計上する。

また、経常費用として事業費1,246万円を計上する。

(4) 育英金

経常収益として、特定資産運用益 3 万円及び受取利息として雑収益 1 万円、合計 4 万円を計上する。

経常費用として、育英年金22名分720万円及び育英一時金11名分160万円、その他諸費用として1,246万円、合計2,126万円を計上する。

また、一般会計からの繰入金として880万円を計上する。

(5) 一般貸付

経常収益として、受取利息4,400万円を計上する。

経常費用として、支払利息、諸会費及びその他諸費用として8,511万円を計上する。

(6) 一般会計

経常収益として、関係団体からの助成金 4 億4,544万余円、基本財産運用益及び特定資産運用益 2 万余円、受取入会金91万円、受取利息として雑収益13万円、日本競輪選手会からの退職給付及び競輪選手年金の受託業務に係わる事業収益1,763万余円の合計 4 億6,413万余円を計上する。

経常費用として管理費9,438万円、経常外費用として障害年金事業への繰入金8,117 万余円、育英金事業への繰入金876万円、職員退職給付引当資産への繰入金として 1,750万円、合計 1 億743万余円を計上する。

事業計画の概略は以上のとおりであるが、事業執行にあたっては関係団体と連絡を密にし、適正円滑な処理に努め、競輪の健全な発展に寄与する。

## 1. 会 議

本会の運営に関する重要事項を審議決定し、また執行状況について審査を受けあるいは業務を適正に執行するため、必要に応じ次の諸会議を開催しまたはこれに参画する。

### (1) 主要会議

- ① 理事会
- ② 評議員会
- ③ 監査会
- ④ 共済制度改善委員会
- ⑤ 給付審議委員会

### (2) その他の会議

- ① 関係団体との業務打合せ会議
- ② 業務受託者との連絡会議
- ③ 専門医との連絡会
- ④ 退職選手職業指導委員会
- ⑤ その他必要な会議

### (3) 参画する会議

- ① 選手制度及び共済制度等に関する会議
- ② 日本競輪選手会本・支部研修会
- ③ 日本競輪選手会プロサイクリスト編集会議

## 2. 給付事業

給付事業は選手が安心して競走に専念できる環境を維持するべく、日本競輪選手会をはじめとする関係団体の支援・協力のもと、競輪選手の災害補償として行っているものである。

本年度の給付事業は、競輪参加中及び競輪参加外の給付について、過去の給付実績の推移と今後の動向等を総合的に勘案し、共済事業費に7億5,355万円を計上する。

### (1) 医療給付

医療給付は、診療費等に対する給付のため、落車件数、負傷の程度により大きく左右される。また、医療保険制度の改革の影響も受けやすく、診療報酬の改定等に伴い診療費自体もここ数年増加傾向を示している。

参加中の医療給付については、競輪開催中の落車負傷によるものであることから、本年度予定されるレース数をもとに、過去の給付実績及び前年度の傾向を勘案し支出を見込んだ。

参加外の医療給付は、競輪開催中以外の落車負傷による診療費が支給対象となることから、過去の給付実績及び発生頻度をもとにその支出を見込んだ。

以上により本年度の予算は、参加中8,850件1億6,603万円、参加外260件656万円、合計9,110件1億7,259万円を計上する。

### (2) 休養給付

休養給付は、競走中等の落車負傷のため療養した期間に対して支給されるものであることから、落車件数及び負傷の程度により大きく左右される。

参加中の休養給付については、競輪開催中の落車負傷によるものであることから、本年度予定されるレース数をもとに、過去の給付実績及び前年度の傾向を勘案し支出を見込んだ。

参加外の休養給付については、競輪開催中以外の落車負傷によるものであることから、過去の給付実績及び発生頻度をもとにその支出を見込んだ。

以上により本年度の予算は、参加中1,720件3億8,872万円、参加外110件1,892万円、合計1,830件4億764万円を計上する。

### (3) 傷病見舞金給付

傷病見舞金給付は、競輪参加中の落車負傷に対する傷病見舞金と入院時に必要な入院雑費や、重傷者家族招致に対する旅費及び滞在費として緊急措置費を支給する関係から、落車件数及び負傷の程度により大きく左右される。

傷病見舞金については、本年度予定されるレース数をもとに過去の給付実績を勘案し、2,340件1,357万円を見込んだ。緊急措置費については、過去の給付実績と症状重篤者の発生を勘案し、584件167万円を見込んだ。

以上により本年度の予算については、合計2,924件1,524万円を計上する。

### (4) 障害給付

障害給付については、労働者災害補償保険法を準用した障害等級表により障害認定を行っている。この障害等級表には、一部競輪選手という特殊性を加味した独自の基準も設定されており、約140の身体状態が定められている。

本年度は、重度障害・中度障害・軽度障害に該当する者について、過去の給付実績及び今年度発生が見込まれる等級を想定し障害等級を見込んだ。

#### ① 障害一時金・障害見舞金

参加中の障害一時金及び障害見舞金については、重度障害である第1級から第5級の障害一時金該当者を2名、中度障害である第6級から第11級の障害一時金該当者を3名、軽度障害である第12級から第14級の障害見舞金該当者を229名とし、参加中234件1億524万円を見込んだ。

参加外の障害一時金及び障害見舞金については、中度障害である第6級から第11級の障害一時金該当者を2名、軽度障害である第12級から第14級の障害見舞金該当者を22名として、参加外24件638万円を見込んだ。

以上により参加中及び参加外の合計258件1億1,162万円を計上する。

#### ② 障害年金

障害年金受給者は現在24名であるが、本年度予算は同年金該当者の他、重度障害者（第1級～第4級及び第5級の一部）の動向も勘案の上、新規該当者2名を新たに見込み、合計26名7,998万円に見込んだ。



(5) 遺族給付

本年度の遺族給付は、本人死亡について訓練中 1 名4,000万円、その他 1 名500万円、計 2 名4,500万円を計上する。

(6) 遺体輸送給付

遺体輸送給付は、訓練中に死亡した場合の輸送費として 1 件50万円を計上する。

(7) 障害特別見舞金

障害年金施行前に重度障害になった者へ見舞金として支給される障害特別見舞金の受給者は、現在 5 級に該当する者 2 名である。

本年度の重度障害者に対する障害特別見舞金の予算は、受給者 2 名96万円を計上する。

### 3. 競輪選手オリンピック年金事業

競輪選手オリンピック年金事業は、競輪選手がオリンピック競技大会に参加し 第3 位までに入賞した場合、その功績に報いるため年金を支給するものである。

本年度予算は、競輪選手オリンピック年金の受給者 2 名分168万円を見込んだ。

なお、現在該当する 5 名の支給総額は既に積み立てているため、同年金基金より生じる特定資産運用益 1 万円を一般会計へ繰り入れる。

また、競技種目を自転車競技トラック種目に限定、入賞時期を正会員の資格がある間において入賞した者とする規程改正（2020年 4 月 1 日施行）を行った。

### 4. 育英金事業

育英金事業は、正会員が死亡又は負傷等により障害年金に該当した者の子弟を対象に「幼稚園から高等学校または高等専門学校」まで育英年金と一時金を支給することにより生活を安定させ、かつ、社会に有用な人材を育成することを目的としている。

この運用財源については育英基金からの運用益を充てているが、近年の金融情勢においては受取利息だけでは不足額が生じるため、その不足分については一般会計から繰り入れて事業を執行する。

本年度予算は、育英年金継続者20名に新規該当者2名を見込み合計22名720万円、また育英一時金11名160万円の合計880万円を育英金特別会計に計上する。

## 5. 貸付事業

貸付事業は、正会員の臨時の支出に対する資金の貸付を一般貸付、罹災貸付及び特別罹災貸付の区分により行い、正会員及びその家族の生活の安定を図ることを目的としている。

一般貸付は、正会員が居住する家屋等の購入もしくは改築、練習用自動車の購入、正会員の転居、正会員又は家族の負傷疾病による療養その他の事由により貸付が必要となった者に対し、貸付事由に応じて貸金業法の総量規制及び退職給付金の範囲内で一定額を貸し付ける。

正会員は他の職種と比較し、一般の金融機関から住宅取得等を事由とする貸付には審査が厳しい状況にあることから、本会の貸付制度に対する依存度は高くなっている。

本年度の一般貸付は住宅関係によるもの14口、練習用自動車の購入及びその他の貸付事由によるもの141口、合計155口の貸付を計上する。また、一般貸付は本会が金融機関から借り入れた資金を正会員に貸し付けることから、その貸付利率については年度末における金融機関との約定金利を適用する。

罹災貸付は、正会員が現に居住している家屋が火災又は水害等による被害を受けた場合に、その被害の程度に応じて退職給付金の範囲内で一定額を貸し付ける。特別罹災貸付は、正会員の居住している地域が激甚災害法の指定を受けた災害等により被害を蒙ったときに、退職給付金の範囲内で一定額を貸し付ける制度である。これらの貸付については本会の資金を充てていることから、利率については現行どおり年利1.2%とする。

一般貸付、罹災貸付及び特別罹災貸付の貸付金の回収処理は、競輪参加時はJKAの電算処理システムに委託、退会時に貸付残額がある者については日本競輪選手会から支給される退職給付金から清算することにより本年度も完全な回収を図ることとする。

## 6. 広報活動

広報活動については、共済事業に関する周知啓もうを図るため、共済会設立以来の事業改正内容及び変遷を記載した「共済会の概要」や給付事業内容を具体的に説明した「共

済会の手引」を発行する。

さらに、日本競輪選手会発行の機関紙「プロサイクリスト」に最新の事業内容等を随時掲載する。また、ホームページにおいて予算・決算、本会の概要、セカンドキャリアに関する情報提供及びAED普及事業を公開していく。

## 7. 調査統計資料の作成

調査統計資料は、共済事業の実態を把握し統計的に集計したものであるが、将来における共済事業の動向を見極め、公正安全な競走を行う上からも貴重な資料となる。

本年度も、過去における共済事業の経緯・給付実績を示した推移統計表及び前年度の各給付を集計した「共済事業調査統計表」を作成し、各関係団体に配付する。

## 8. 業務委託契約者との連携

共済事業を適正円滑に処理するため、本年度も競輪参加中に関わる業務はJKAに、居住地扱いに関わる業務は日本競輪選手会にそれぞれ業務委託し、共済事業が迅速かつ適正に運営できるよう万全を期す。

また、退職給付及び競輪選手年金事業については、日本競輪選手会から支給に関わる事務を受託し適正円滑な給付事務処理を行う。

なお、共済事業内容の周知徹底を図るためJKA及び日本競輪選手会の共済会業務に携わる事務担当者を対象に事務連絡会を開催し、日常業務の諸問題について意見交換を行い適正かつ円滑な事務処理に努める。

## 9. 職員の研修

本会事業の中にあって、給付関係業務は専門的な知識が要求される部分があることから、随時、専門医を招聘し給付審査上における問題点の解消等知識の向上を図り、事務処理を適正に進める。

さらに、職員を競輪場や関係医療機関等に随時派遣し、現場業務の実態を把握させる等、資質及び実務の向上を図る。

## 10. A E D（自動体外式除細動器）普及事業

A E D（自動体外式除細動器）普及事業は、公益目的支出計画に掲げる実施事業として、心肺停止等の緊急事態発生時に即応できるよう、すべての競輪場及び主に選手が利用する自転車競技場にA E Dを設置している。

本年度は、使用期限を迎える全ての電極パッドの交換を円滑に行う。

また、競輪場及び自転車競技場のA E D管理者並びに日本競輪選手会支部と連携し、定期的なA E D点検確認報告を受けるとともに、本会職員を逐次派遣し、A E D設置状況の確認及び管理状況についてその実態把握に努める。

さらに、緊急救命時の迅速な対応が行えるよう、選手及びJ K A各現場担当者などへの習熟を図るため、日本競輪選手会本部・支部及びJ K A各エリアを通じ希望を募りA E D講習会を実施する。

## 11. 退職選手職業指導委員会

選手引退後の就職状況に関するアンケート調査を実施するとともに、セカンドキャリアサポートとして退職した競輪選手の雇用に積極的な企業を開拓し、本会ホームページあるいは日本競輪選手会支部を介してその情報を提供していくことに努める。